

「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」（令和8年5月試行）実施要領

【土木工事】

令和8年5月1日

1 目的

建設産業における就業者の処遇改善、休日の確保等、働き方改革を推進し、担い手の確保及び育成を図るため、土木工事における「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」について、必要な事項を定め試行する。

2 対象工事

原則、公告又は指名通知を行う土木工事（一般土木工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事）及び港湾工事を対象とし、令和8年5月1日以降の案件から適用する。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- ①緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- ②現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

3 週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の内容

対象工事の現場作業を実施する期間において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所を閉所し、その閉所した日数の割合が4週8休以上にあたる割合で確保された工事

(1) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(2) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②月単位の週休2日

対象期間内における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、全ての月において、月単位で28.5%（8日/28日）以上の週休2日の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に達成しているものとみなし、1月に満たない期間が含まれる月については、その期間の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間内における現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の週休2日の水準に達する状態をいう。

4 実施方法

発注者は、週休2日取得モデル工事（現場閉所型）として発注する場合は、『「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」（令和8年5月試行）特記仕様書【土木工事】』（以下、「特記仕様書」という。）を添付して発注するものとする。

「通期の4週8休以上」の現場閉所は必須とし、「完全週休2日（土日）」、もしくは「月単位の週休2日」の現場閉所は、受注者の希望制とする。受注者は、工事着手前に、発注者に対して取り組む旨を協議した上で実施できるものとする。

なお、特記仕様書の添付がない場合でも受注者が工事着手前に取り組む旨を申出て、協議により発注者が週休2日の確保が可能と判断できれば実施することができる。

5 実施手順

(1) 設計書作成時

- ①当初設計時において補正対象経費に「月単位」の補正係数を乗じて積算する。
- ②設計書に特記仕様書を添付する。

(2) 受注者決定後

- ①受注者は、施工条件を踏まえて週休2日の取組内容を決定し、打合せ簿により監督員と協議すること。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した別紙1「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の工程表<計画>」を作成する。施工条件を踏まえて工期日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。
- ②受注者は、工事着手前までに別紙1「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の工程表<計画>」を提出する。

(3) 施工中

- ①受注者は、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」である旨（任意様式）を工事看板等で施工現場に掲示する。
- ②完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の場合、監督員は適宜、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

(4) 現場完了以降

- ①受注者は、作業日報・出勤簿等により、別紙1「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）の工程表<実績>」を作成し、現場完了日後、速やかに発注者へ提出する。
- ②発注者は、工事契約後、受発注者協議により決定した週休2日の取組み内容について、対象期間内の現場閉所の達成状況に応じて、設計変更するものとする。
- ③発注者は、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」として発注せず、受注者の希望により実施し、達成した場合は、補正係数に基づき設計変更する。
- ④発注者は、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、「佐渡市工事成績評定実施要綱（平成24年3月15日訓令第3号）」の考査項目「7. 法令順守等」において、点数を減ずる措置を行うものとする。

6 その他

- ①達成状況の確認に関しては新潟県土木部の「実施要領（現場閉所）の解説」を参照すること。
- ②補正対象、補正係数に関しては「【土木・農業・林業共通】補正係数一覧表」を参照すること。
- ③費用計上に係る計算仕様に関しては「週休2日の取得に要する費用計上に係る仕様書」を参照すること。